資　格

競争参加者の資格に関する公示

国立研究開発法人水産研究・教育機構における、平成31・32・33年度物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）及び平成31・32年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

また、各省各庁における平成31・32・33年度物品の製造等、及び農林水産省大臣官房経理課における平成31・32年度建設工事等の競争契約の参加資格を有する者については、国立研究開発法人水産研究・教育機構の競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。

平成31年1月31日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

理事長　宮原　正典

◎調達機関番号　807　◎所在地番号　14

1　資格の種類及び業種の区分

〔掲載順序　契約の種類：業種の区分〕

⑴　物品の製造：衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

⑵　物品の販売：物品の製造の業種の区分と同じ。

⑶　役務の提供等：広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、その他

⑷　物品の買受け：立木竹、その他

⑸　建設工事：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土木・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

⑹　測量・建設コンサルタント等：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2　申請の時期及びその方法等

⑴　申請の時期

①　物品の製造等の場合　平成31年度当初からの資格付与を希望する者は、平成31年2月1日から平成31年2月28日（郵送の場合は、当日消印有効とする。）までの間に申請すること。この期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

②　建設工事等の場合　平成31年度当初からの資格付与を希望する者は、平成31年2月1日から平成31年2月28日（郵送の場合は、当日消印有効とする。）までの間に申請すること。この期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

⑵　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（物品の製造等）」「申請書（建設工事）」及び「申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、別記1に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットのホームページにて申請書を出力することもできる。

http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index.html

⑶　申請書の提出方法　申請書に次の書類を添付し、別表の申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）をすること。持参の場合の受付は、土曜・日曜及び祝日を除く10時から17時（ただし、12時から13時を除く。）とする。

①　物品の製造等に係る競争契約の申請を行う場合

ア　登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）（法人の場合）若しくはその写し

イ　財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

ウ　営業経歴書

エ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）又はその写し

②　建設工事に係る競争契約の申請を行う場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し

ウ　納税証明書又はその写し

エ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

オ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

キ　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

③　測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の申請を行う場合

ア　営業所一覧表

イ　財務諸表類

ウ　登記事項証明書等（法人の場合）又はその写し

エ　登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し

オ　納税証明書又はその写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語表記のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

3　競争参加資格を付与しない者

⑴　特別な理由がある場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記⑴、⑵に該当する者を含む者。

4　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、物品の製造等を希望する者にあっては別記2の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記3の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記4の区分に基づいて格付けする。

5　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

6　資格の有効期間

⑴　物品の製造等契約については平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成34年3月31日までとする。

⑵　建設工事等契約については平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成33年3月31日までとする。